



公 共 高 第 4 8 号
平成18年 4月14日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合高知支部
支部長 大 崎 博 澄
(公印省略)

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（通知）

標記のことについて、公立学校共済組合貸付規程が別添1のとおり改正され、事務取扱いを別添2及び別添3のとおり定められましたので、通知します。

なお、改正の要旨は下記のとおりです。

記

1. 「借入金に係る償還年額の合計額の上限等」に関する事項
2. 貸付金の利率の改正
3. 実施日

平成18年4月1日から実施し、平成17年11月10日から適用する。
ただし、第8条の改正規定は平成18年10月1日から実施する。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について

公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）の一部を次のように改正する。

平成18年3月29日

公立学校共済組合理事長 工 藤 智 規

第8条第6項に次の1号を加える。

- （3）第16条第2項に規定する一回当たりの償還額の合計額に12を乗じて得た額と同条第5項に規定する一回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合算額に理事長が定める額を加算した額が、申込人の給料月額に4.8を乗じて得た額を超えることとなるとき。

第9条第1項中「0.355パーセント」を「0.2883パーセント」に、「0.2958パーセント」を「0.24パーセント」に、同条第2項中「0.3333パーセント」を「0.2666パーセント」に改める。

第16条第7項中「0.2125パーセント」を「0.1566パーセント」に改める。

附則第4項中「平成7年10月1日」を「平成17年11月10日」に改め、「（この項において「基準日」という。）」及び「ただし、基準日における財政融資資金利率が年3.75パーセントを超える場合の貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項に規定する利率とする。」を削る。

附則別表を次のように改める。

財政融資 資金利率	一般・特別・住宅・ 教育・医療・結婚 及び葬祭貸付に 係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸 付に係る貸付金の 利率	介護構造部分の額に 係る貸付金の利率	第16条第7項に規 定する元金猶予期間 中の住宅災害貸付に 係る貸付金の利率
年2.75%を超え 年3.2%未満	月0.2716%	月0.2266%	月0.2500%	月0.1433%

年 2.25%を超え 年 2.75%以下	月 0.2300%	月 0.1916%	月 0.2083%
年 2.25%以下	月 0.1883%	月 0.1566%	月 0.1666%

(注) 住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

様式第3号(1)中記の1を次のように改める。

- 1 利息は月利とし、利率は0.2883パーセント(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあつては、0.24パーセント)とする。ただし、ボーナス償還に係る利息は、6月を単位とし、利率は1.7298パーセント(住宅災害貸付け及び災害貸付けにあつては、1.44パーセント)とする。

また、貸付規程第16条第7項に規定する元金猶予期間における利率は、0.1566パーセントとする。

なお、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における利率は、平成18年3月29日付け貸付規程の改正附則第2項に定める利率とし、特例期間における利率は、貸付規程附則第4項に定める利率とする。

様式第3号(4)中記の1を次のように改める。

- 1 利息は月利とし、利率は0.2666パーセントとする。ただし、ボーナス償還に係る利息は、6月を単位とし、利率は1.5996パーセントとする。

また、貸付規程第16条第7項に規定する元金猶予期間における利率は、0.1566パーセントとする。

なお、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における利率は、平成18年3月29日付け貸付規程の改正附則第2項に定める利率とし、特例期間における利率は、貸付規程附則第4項に定める利率とする。

附 則

- 1 この改正は、平成18年4月1日から実施し、平成17年11月10日から適用する。ただし、第8条の改正規定は平成18年10月1日から実施する。
- 2 平成17年度から平成20年度までの各年度における第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項の規定の適用については、第9条第1項中「0.2883パーセント」とあるのは「0.2883パーセント（平成17年度にあつては0.1883パーセント、平成18年度にあつては0.2133パーセント、平成19年度にあつては0.2383パーセント、平成20年度にあつては0.2716パーセント）」と、「0.24パーセント」とあるのは「0.24パーセント（平成17年度にあつては0.1566パーセント、平成18年度にあつては0.1775パーセント、平成19年度にあつては0.1983パーセント、平成20年度にあつては0.2266パーセント）」と、同条第2項中「0.2666パーセント」とあるのは「0.2666パーセント（平成17年度にあつては0.1666パーセント、平成18年度にあつては0.1916パーセント、平成19年度にあつては0.2166パーセント、平成20年度にあつては0.25パーセント）」と、第16条第7項中「0.1566パーセント」とあるのは「0.1566パーセント（平成17年度から平成20年度までにあつては0.1433パーセント）」とする。
- 3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、附則別表を次のとおりとする。

財政融資 資金利率	一般・特別・住宅・ 教育・医療・結婚 及び葬祭貸付けに 係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸 付けに係る貸付金の 利率	介護構造部分の額に 係る貸付金の利率
年 2.3%未満	月 0.1883%	月 0.1566%	月 0.1666%

（注）住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

- 4 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、附則別表を次のとおりとする。

財政融資 資金利率	一般・特別・住宅・ 教育・医療・結婚 及び葬祭貸付に 係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸 付に係る貸付金の 利率	介護構造部分の額に 係る貸付金の利率
年 2.25%を超え 年 2.6%未満	月 0.2300%	月 0.1916%	月 0.2083%
年 2.25%以下	月 0.1883%	月 0.1566%	月 0.1666%

(注) 住宅貸付け及び住宅災害貸付に係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

- 5 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における附則第4項の規定の適用については、附則別表を次のとおりとする。

財政融資 資金利率	一般・特別・住宅・ 教育・医療・結婚 及び葬祭貸付に 係る貸付金の利率	住宅災害及び災害貸 付に係る貸付金の 利率	介護構造部分の額に 係る貸付金の利率
年 2.75%を超え 年 3%未満	月 0.2716%	月 0.2266%	月 0.2500%
年 2.25%を超え 年 2.75%以下	月 0.2300%	月 0.1916%	月 0.2083%
年 2.25%以下	月 0.1883%	月 0.1566%	月 0.1666%

(注) 住宅貸付け及び住宅災害貸付に係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。

- 6 前4項に定めるもののほか、この改正の実施に伴い必要な経過措置その他必要な事項は、別に定める。

(

(

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
第10条～第15条の4 (略) (償還) 第16条 (略) 2～6 (略) 7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合に貸し付ける住宅災害貸付けにあっては、借受人が毎月償還又はボーナス併用償還の元金の償還の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項に規定する借受人の希望する償還回数に係る期間の範囲外において3年を限度として元金の償還を猶予することができる。この場合における当該元金の償還を猶予した期間(次項において「元金猶予期間」という。)に係る利率は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、期間1月につき<u>0.1566パーセント</u>とする。 8～12 (略) 第16条の2～第28条 (略) 附 則 1～3 略	第10条～第15条の4 (略) (償還) 第16条 (略) 2～6 (略) 7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が5分の1以上又はこれと同程度の損害を受けた場合に貸し付ける住宅災害貸付けにあっては、借受人が毎月償還又はボーナス併用償還の元金の償還の猶予を希望する旨の申出をした場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、第2項に規定する借受人の希望する償還回数に係る期間の範囲外において3年を限度として元金の償還を猶予することができる。この場合における当該元金の償還を猶予した期間(次項において「元金猶予期間」という。)に係る利率は、第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、期間1月につき<u>0.2125パーセント</u>とする。 8～12 (略) 第16条の2～第28条 (略) 附 則 1～3 略

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改正案	現行
4 <u>平成17年11月10日から地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間における高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項の規定にかかわらず、当該貸付金に係る償還期限の日の属する月の前々月の末日における附則別表に掲げる財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)</u>の区分に応じ、同表に定める利率とする。	4 <u>平成7年10月1日から地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間における高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項の規定にかかわらず、当該貸付金に係る償還期限の日の属する月の前々月の末日(この項において「基準日」という。)</u>における附則別表に掲げる財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)の区分に応じ、同表に定める利率とする。<u>ただし、基準日における財政融資資金利率が年3.75パーセントを超える場合の貸付金の利率は、第9条第1項及び第2項並びに第16条第7項に規定する利率とする。</u>
5 略	5 略

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改 正 案					現 行				
附則別表（附則第４項関係）					附則別表（附則第４項関係）				
財政融資 資金利率	一般・特別・ 住宅・教育・ 医療・結婚及 び葬祭貸付け に係る貸付金 の利率	住宅災害及び 災害貸付けに 係る貸付金の 利率	介護構造部分 の額に係る貸 付金の利率	第１６条第７ 項に規定する 元金猶予期間 中の住宅災害 貸付けに係る 貸付金の利率	財政融資 資金利率	一般・特別・ 住宅・教育・ 医療・結婚及 び葬祭貸付け に係る貸付金 の利率	住宅災害及び 災害貸付けに 係る貸付金の 利率	介護構造部分 の額に係る貸 付金の利率	第１６条第７ 項に規定する 元金猶予期間 中の住宅災害 貸付けに係る 貸付金の利率
年 2.75%を超え 年 3.2%未満	月 0.2716%	月 0.2266%	月 0.2500%	月 0.1433%	年 3.25%を超え 年 3.75%以下	月 0.3133%	月 0.2608%	月 0.2916%	月 0.1775%
年 2.25%を超え 年 2.75%以下	月 0.2300%	月 0.1916%	月 0.2083%		年 2.75%を超え 年 3.25%以下	月 0.2716%	月 0.2266%	月 0.2500%	月 0.1433%
年 2.25%以下	月 0.1883%	月 0.1566%	月 0.1666%		年 2.25%を超え 年 2.75%以下	月 0.2300%	月 0.1916%	月 0.2083%	月 0.1433%
					年 2.25%以下	月 0.1883%	月 0.1566%	月 0.1666%	月 0.1433%
(注) 住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。					(注) 住宅貸付け及び住宅災害貸付けに係る貸付金の利率は、当該貸付金の額から介護構造部分の額を除いた額に係る利率とする。				

貸付保険事故対策の実施に伴う事務取扱いについて

「公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）」の一部改正（平成18年3月29日改正）及び貸付保険事故対策の実施に伴う事務処理については、次のとおり取り扱うものとする。また、本取扱いに記載のない事項については、従前の取扱いによるものとする。

Ⅰ「借入金に係る償還年額の合算額の上限等」に関する事項（貸付規程第8条関係）

1 理事長が定める額

貸付規程第8条第6項第3号に規定する理事長が定める額は、当共済組合以外で組合員が資金の借入を受けている団体及び個人（以下「金融機関等」という。）からの借入金に係る償還年額（貸付申込日の属する月の初日から起算して1年を経過する日までに償還する金額）とする。

＜金融機関等の例＞

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他組合員が借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは含めない。

2 審査方法等

別紙1の借入状況等申告書を新規貸付時（借替えを含む）の貸付申込書の添付資料とし、第16条第2項に規定する一回当たりの償還額の合計額に1.2を乗じて得た額と第16条第5項に規定する一回当たりの償還額の合計額に2を乗じて得た額の合算額（償還金不足の償還や元金猶予の利息の償還分は含めない。）に理事長が定める額を加算した額が、申込人の給料月額に4.8を乗じて得た額を超えていないかどうか審査する（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）。

3 システム修正について

この取り扱いのためシステム修正する場合は、給料月額の4.8倍を表示する機能を追加する程度にとどめ、原則としてシステム対応しないこととする。

4 この取扱いは平成18年10月1日から実施する。

Ⅱ「広報の強化」に関する事項

1 広報の強化

組合員に健全な資金計画を促すために、広報誌やホームページにより、自己の資産・負債状況の把握、収入と支出のバランスの考慮、無理のない返済計画の策定、下記3に掲げる事

項等について周知に努めること。

2 教育委員会等への協力要請

広報誌等による広報には限界があるため、教育委員会による教員等に対する研修の場において、健全な資金計画等について研修内容に盛り込むことを依頼するよう努めること。

3 相談窓口の周知

各支部、各都道府県、各互助会等、各弁護士会等の設置している各都道府県内の法律相談窓口等を支部において調査し、当該相談窓口の設置場所等について広報誌等により組合員に周知し、多重債務に悩んでいる組合員に早期相談を呼びかけること。

4 この取扱いは速やかに実施すること。

III 「質問票の実施」に関する事項

1 質問票の様式

借入状況等申告書を質問票と位置付け、組合員の借入状況等を把握する。

また、当該借入状況等申告書については、記載されている事項に加えて、支部において借受人等の資産状況等について調査項目を書き加える等、加筆・修正して差し支えない。

なお、本部において詳細な内容の借入状況等申告書例を用意しているので、必要な支部は別途本部へ連絡すること。

2 質問票の審査

借入状況等による貸付けの可否の判定は当分の間行わないこととする（上記1の取扱いを除く。）。

また、虚偽の申告が判明した場合には、下記Ⅳの措置を講ずるとともに、別途本部と協議するものとする。

3 この取扱いは平成18年10月1日から実施する。

IV 「貸付事故者の通知についての同意」に関する事項

1 同意取得の方法

以下の項目を、借入状況等申告書に記載し、組合員の同意を取得するものとする。

なお、以下の項目を「「公立学校共済組合個人情報保護規程」の実施に伴う貸付事業の事務取扱いについて（通知）」（平成17年5月17日付け事務連絡）の別紙1「貸付事業における個人情報に関する同意書」に記載する等、他の方法により組合員の同意を取得しても差し支えない。

- 貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載がある場合、所属所長に通知する旨
- 貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、所属所長に通知する旨
- 貸付規程に違反した場合、所属所長に通知する旨

2 所属所長への通知

上記1の項目に該当した場合、以下により所属所長に通知するものとする。

(1) 通知時期

- ① 貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載がある場合は、その事実が判明した時
- ② 貸付事故（貸倒れ）が発生した場合は、貸付保険事故日
- ③ 貸付規程に違反した場合は、その事実が判明した時

(2) 対象者

上記1の借入状況等申告書を提出した組合員のうち、上記(1)の通知時期において在職している組合員

(3) 通知先

上記(1)の通知時期において(2)の組合員が在籍している所属所の所属所長

(4) 通知方法

別紙2の貸付事故等報告書を所属所長に通知する。なお、当該貸付事故等報告書の様式については、支部において加筆・修正して差し支えない。

(5) その他

通知することが不適當であると支部長が判断した場合及び上記により難い事情がある場合は、別途本部と協議すること。

3 この取扱いは平成18年10月1日から実施する。

V「教育貸付けの添付書類」に関する事項

1 教育貸付けの添付資料

教育貸付けにつき添付を必要とする書類は、以下のとおりとする。

(1) 入学又は修学の事実を証明することのできる書類（合格証明書、入学証明書、在学証明書等）。

なお、外国の教育機関にあっては、理事長が定める要件に該当する教育機関であることが証明できる書類（貸付事業事務処理基準様式第18号）又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付する）。

(2) 必要額が確認できる以下に掲げる書類

区 分	添 付 書 類
教育機関に支払う費用	(1) 入学金・授業料の場合 ○必要額及び納付期限日が確認できる書類 (納付書の写し、納付の通知書の写し等) (2) その他諸経費等 次のいずれかの書類 ①納付書等の写し ②契約書の写し ③請書の写し ④請求書の写し ⑤領収書の写し

	⑥見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注） ⑦納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
上記以外の費用（支部長が必要と認めた費用）	次のいずれかの書類 （１）契約書の写し （２）請書の写し （３）請求書の写し （４）領収書の写し （５）見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（注）

（注）見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印してもらい、「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うことができる。また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができる。

＜「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱える見積書の例＞

平成〇〇年〇〇月〇〇日
<u>見 積 書</u> 公 立 太 郎 様 〇〇商会株式会社 下記のとおりお見積り申し上げます。 合 計 額 1 0 0 , 0 0 0 円 品名：モリ タマエ製 プレザー型学生服 単価：5 0 , 0 0 0 円（税込み） 個数：2 着 上記注文をお請けしました。 〇〇商会株式会社 代表取締役 四 谷 花 子 ㊞ ↑ 従業員等の手書きの証明で差し支えない。

2 貸付申込期限について

以下の取扱いも含めて、支払い後の貸付けの申込みも認めることとし、支払日から概ね1月以内とする。

○貸付日が支払日より遅れること等の組合の事情により、金融機関等からの融資（つなぎ融資）を受けて代金を完納している場合は、貸付けの対象として差し支えないこととする。

3 上記1の（2）の「上記以外の費用（支部長が必要と認めた費用）」の例

○制服や教材の購入費用等（主に学校から購入を義務付けられているものを購入するための費用）

○通学のため転居した場合における、アパートの敷金・礼金、家具の購入費用

○入学のための旅費、交通費

○全寮制の学校における入寮費や寮費

○その他、入学又は修学に必要な費用として、支部長が認める費用

○寄付金（納付が義務付けられている場合や領収書を徴することができる場合に限る。）

※貸付けの対象とならない費用

○アパートの家賃

○生活費

○通学・入試のための旅費・交通費

4 この取扱いは平成18年10月1日から実施する。

借入状況等申告書

公立学校共済組合 支部長殿
平成 年 月 日

申 込 人	所属所名		
	職 名	フリガナ	(TEL)
		氏 名	⑩

※必ず本人が署名・押印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

＜当共済組合の借入状況＞

(単位：円)

貸付種別	区 分	1 回当たり償還額 (毎月償還)	1 回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
合 計		(A)	(B)

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1 回当たりの償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の 1 回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている 1 回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借 入 先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既 借 入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払いは除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

<申込人の給料月額>

(D)	円
-----	---

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

平成 年 月 日

貸付事故等通知書

(所属所名)

(所属所長) 様

公立学校共済組合

支部長

公立学校共済組合から貸付けを受けている貴所属所の組合員について、貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載がありましたので、借入状況等申告書による当該組合員の同意に基づき通知します。

なお、本通知書記載の事実については、個人情報の取扱い上、十分にご留意くださるようよろしくお願いいたします。

職 名	
組合員証 番 号	
氏 名	

<虚偽の記載の内容>

--

※ 本通知は、公立学校共済組合運営規則第三条に定める当共済組合の所属所長に対する事実の発生通知であり、本通知に基づき特段の措置をとることを求めるものではありません。

平成 年 月 日

貸付事故等通知書

(所属所名)

(所属所長) 様

公立学校共済組合

支部長

公立学校共済組合から貸付けを受けている貴所属所の組合員について、以下のとおり貸付事故（貸倒れ）が発生しましたので、借入状況等申告書による当該組合員の同意に基づき通知します。

なお、本通知書記載の事実については、個人情報の取扱い上、十分にご留意くださるようよろしくお願いいたします。

職 名	
組合員証 番 号	
氏 名	

事 故 日	
貸 付 種 別	
貸倒れ金額 (未償還元金合計)	

※ 本通知は、公立学校共済組合運営規則第三条に定める当共済組合の所属所長に対する事実の発生通知であり、本通知に基づき特段の措置をとることを求めるものではありません。

平成 年 月 日

貸付事故等報告書

(所属所名)

(所属所長) 様

公立学校共済組合

支部長

公立学校共済組合から貸付けを受けている貴所属所の組合員が、貸付規程に違反しましたので、借入状況等申告書による当該組合員の同意に基づき通知します。

なお、本通知書記載の事実については、個人情報の取扱い上、十分にご留意くださるようよろしくお願いいたします。

職 名	
組合員証 番 号	
氏 名	

<貸付規程違反の内容>

--

※ 本通知は、公立学校共済組合運営規則第三条に定める当共済組合の所属所長に対する事実の発生通知であり、本通知に基づき特段の措置をとることを求めるものではありません。

貸付利率の改正等に伴う事務取扱いについて

高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付けに係る貸付利率の改正等による「公立学校共済組合貸付規程（昭和38年3月1日制定）」の一部改正（平成18年3月29日改正）に伴う事務処理については、次のとおり取り扱うものとする。また、本取扱いに記載のない事項については、平成7年8月29日付け公本福第210の32号別紙3の取扱いに準ずるものとする。

1 対象となる貸付種別

対象となる貸付種別は一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け、住宅災害貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け及び介護構造部分に係る貸付けとする。

2 対象期間等

(1) 貸付規程第9条及び第16条に規定する貸付利率の取扱い

平成17年11月10日（以下「適用日」という。）から貸付規程第9条及び第16条に規定する貸付利率（以下「本則利率」という。）を以下のとおりとする。

<平成17年11月10日～平成18年3月31日>

項番	貸付種別	本則利率（月利）
1	一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け（項番3を除く）、教育貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け	0.1883%
2	住宅災害貸付け（項番3及び4を除く）、災害貸付け	0.1566%
3	住宅貸付け又は住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	0.1666%
4	住宅災害貸付けのうち貸付規程第16条に規定する「元金猶予期間」に係る利率	0.1433%

<平成18年4月1日～平成19年3月31日>

項番	貸付種別	本則利率（月利）
1	一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け（項番3を除く）、教育貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け	0.2133%
2	住宅災害貸付け（項番3及び4を除く）、災害貸付け	0.1775%
3	住宅貸付け又は住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	0.1916%
4	住宅災害貸付けのうち貸付規程第16条に規定する「元金猶予期間」に係る利率	0.1433%

<平成19年4月1日～平成20年3月31日>

項番	貸付種別	本則利率（月利）
1	一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け（項番3を除く）、教育貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け	0.2383%
2	住宅災害貸付け（項番3及び4を除く）、災害貸付け	0.1983%
3	住宅貸付け又は住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	0.2166%
4	住宅災害貸付けのうち貸付規程第16条に規定する「元金猶予期間」に係る利率	0.1433%

<平成20年4月1日～平成21年3月31日>

項番	貸付種別	本則利率（月利）
1	一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け（項番3を除く）、教育貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け	0.2716%
2	住宅災害貸付け（項番3及び4を除く）、災害貸付け	0.2266%
3	住宅貸付け又は住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	0.2500%
4	住宅災害貸付けのうち貸付規程第16条に規定する「元金猶予期間」に係る利率	0.1433%

<平成21年4月1日～>

項番	貸付種別	本則利率（月利）
1	一般貸付け、特別貸付け、住宅貸付け（項番3を除く）、教育貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け	0.2883%
2	住宅災害貸付け（項番3及び4を除く）、災害貸付け	0.2400%
3	住宅貸付け又は住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	0.2666%
4	住宅災害貸付けのうち貸付規程第16条に規定する「元金猶予期間」に係る利率	0.1566%

（2）貸付規程附則第4項に規定する貸付利率の取り扱い

貸付規程附則第4項の適用期間については、平成18年4月1日から、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間が終了した日の属する月の翌月の末日までの間（以下「適用期間」という。）とする。

3 特例利率

- （1）適用期間における貸付規程附則第4項に規定する貸付利率は、次に掲げる前々月の末日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）の区分に応じた利率（以下「特例利率」という。）とし、計算上は月利を基準とする。

<平成18年4月1日～平成19年3月31日>

貸付種別	財政融資資金利率
上記2(1)の項番1の貸付け	2.30%未満 0.1883%
上記2(1)の項番2の貸付け	0.1566%
上記2(1)の項番3の貸付け	0.1666%
上記2(1)の項番4の貸付け	本則に同じ

※財政融資資金利率は年利。特例利率は月利。以下同じ。

<平成19年4月1日～平成20年3月31日>

貸付種別	財政融資資金利率	2.60%未満 2.25%超	2.25%以下
上記2(1)の項番1の貸付け	0.2300%	0.1883%	
上記2(1)の項番2の貸付け	0.1916%	0.1566%	
上記2(1)の項番3の貸付け	0.2083%	0.1666%	
上記2(1)の項番4の貸付け	本則に同じ	本則に同じ	

<平成20年4月1日～平成21年3月31日>

貸付種別	財政融資資金利率	3.00%未満 2.75%超	2.75%以下 2.25%超	2.25%以下
上記2(1)の項番1の貸付け	0.2716%	0.2300%	0.1883%	
上記2(1)の項番2の貸付け	0.2266%	0.1916%	0.1566%	
上記2(1)の項番3の貸付け	0.2500%	0.2083%	0.1666%	
上記2(1)の項番4の貸付け	本則に同じ	本則に同じ	本則に同じ	

<平成21年4月1日～>

貸付種別	財政融資資金利率	3.20%未満 2.75%超	2.75%以下 2.25%超	2.25%以下
上記2(1)の項番1の貸付け	0.2716%	0.2300%	0.1883%	
上記2(1)の項番2の貸付け	0.2266%	0.1916%	0.1566%	
上記2(1)の項番3の貸付け	0.2500%	0.2083%	0.1666%	
上記2(1)の項番4の貸付け	0.1433%	左に同じ	左に同じ	

- (2) 適用期間において財政融資資金利率が改定されたことに伴い、上記(1)の財政融資資金利率の区分が変動した場合は、当該財政融資資金利率が改定された日の属する月の翌々月の初日(以下「改定日」という。)から変動後の区分による特例利率(以下「改定後の特例利率」という。)を適用する。

4 適用対象

平成18年4月1日以降の特例利率は、次の(1)及び(2)の貸付けについて適用する。

なお、改定後の特例利率は、下記「平成18年4月1日」を「改定日」と読み替える。

- (1) 平成18年4月1日以後に貸付ける高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付け
- (2) 平成18年4月1日の前日において未償還元金を有する高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付け(ただし、適用日前に即時償還の事由に該当した者(適用日に組合員資格を喪失した者を含む。)を除く。)(注))

(注) 適用日前に即時償還の事由に該当した者のうち、理事長がやむを得ないと認め償還を継続している者及び徴収の嘱託を行っている者には特例利率を適用する。

貸付規程利率早見表（平成 17 年 11 月 10 日～平成 18 年 3 月 31 日）

上段：年利

下段：月利（単位：％）

貸付種別等	本 則 貸付利率
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	2.26 0.1883
住宅災害・災害貸付け	1.88 0.1566
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	2.00 0.1666
激甚災害に係る住宅災害貸付けの元金猶予期間	1.72 0.1433

長期経理よりの借入金利率（年利）	2.00
------------------	------

※ 長期経理よりの借入金利率の下限は 1.60％

貸付規程利率早見表（平成 18 年 4 月 1～平成 19 年 3 月 31 日）

上段：年利

下段：月利（単位：％）

貸付種別等	財政融資資金利率 本 則 貸付利率	特例貸付利率
		2.30%未満
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	2.56 0.2133	2.26 0.1883
住宅災害・災害貸付け	2.13 0.1775	1.88 0.1566
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	2.30 0.1916	2.00 0.1666
激甚災害に係る住宅災害貸付けの元金猶予期間	1.72 0.1433	1.72 0.1433
長期経理よりの借入金利率（年利）	2.30	2.00

貸付規程利率早見表（平成 19 年 4 月 1～平成 20 年 3 月 31 日）

上段：年利

下段：月利（単位：％）

貸付種別等	財政融資資金利率 本 則 貸付利率	特 例 貸 付 利 率	
		2.60%未満 2.25%超	2.25%以下
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	2.86 0.2383	2.76 0.2300	2.26 0.1883
住宅災害・災害貸付け	2.38 0.1983	2.30 0.1916	1.88 0.1566
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	2.60 0.2166	2.50 0.2083	2.00 0.1666
激甚災害に係る住宅災害貸付けの元金猶予期間	1.72 0.1433	1.72 0.1433	1.72 0.1433
長期経理よりの借入金利率（年利）	2.60	2.50	2.00

貸付規程利率早見表（平成 20 年 4 月 1～平成 21 年 3 月 31 日）

上段：年利

下段：月利（単位：％）

貸付種別等	財政融資資金利率 本 則 貸付利率	特 例 貸 付 利 率		
		3.00%未満 2.75%超	2.75%以下 2.25%超	2.25%以下
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	3.26 0.2716	3.26 0.2716	2.76 0.2300	2.26 0.1883
住宅災害・災害貸付け	2.72 0.2266	2.72 0.2266	2.30 0.1916	1.88 0.1566
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	3.00 0.2500	3.00 0.2500	2.50 0.2083	2.00 0.1666
激甚災害に係る住宅災害貸付けの元金猶予期間	1.72 0.1433	1.72 0.1433	1.72 0.1433	1.72 0.1433
長期経理よりの借入金利率（年利）	3.00	3.00	2.50	2.00

貸付規程利率早見表（平成 21 年 4 月 1～）

上段：年利

下段：月利（単位：％）

貸付種別等	財政融資資金利率 本 則 貸付利率	特 例 貸 付 利 率		
		3.20%未満 2.75%超	2.75%以下 2.25%超	2.25%以下
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	3.46 0.2883	3.26 0.2716	2.76 0.2300	2.26 0.1883
住宅災害・災害貸付け	2.88 0.2400	2.72 0.2266	2.30 0.1916	1.88 0.1566
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	3.20 0.2666	3.00 0.2500	2.50 0.2083	2.00 0.1666
激甚災害に係る住宅災害貸付けの元金猶予期間	1.88 0.1566	1.72 0.1433	1.72 0.1433	1.72 0.1433
長期経理よりの借入金利率（年利）	3.20	3.00	2.50	2.00